

平成28年12月22日

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 御中

徳島市長 遠藤彰良 殿

大阪市北区西天満3丁目4番6号

西天満コートビル3階 坂和総合法律事務所

TEL 06-6364-5871 FAX 06-6364-5820

新町西地区市街地再開発組合 代理人

弁護士 坂 和 章 平

弁護士 坂 和 宏 展

## 回答書

前略。当職らは、新町西地区市街地再開発組合（以下、当組合といいます）の代理人として、貴市に対し、貴市の平成28年12月19日まち発第171号「申入書について（回答）」（以下、貴市回答書といいます）について、下記の通り回答します。

記

当組合の平成28年11月22日付申入書に対し、貴市回答書により、「申入書で述べられている『当組合としてはいつでもお話しを聞く姿勢で臨む』とは、どういう立場で臨んでいただけるのか、お考えをお聞かせください。」とのお尋ねがありました。これについては、申入書の記載から明らかであり、改めて説明するまでもないと考えますが、念のため以下通り回答します。

1 当組合としては、貴市は、すでに事業計画の認可を経て権利変換計画も完成しており、あとは権利変換計画の認可を受けて権利変換期日を迎えるに着手する段階にまで完成している本件再開発事業（以下、「現計画」といいます。）に代えて、中心市街地活性化及び音楽・芸術ホール整備の2つの有識者会議からの提言を受けて、貴市の中心市街地活性化推進本部が平成28年11月18日付で公表した「新町西地区の新たなまちづくり試案」（以下、「貴市試案」といいます）を進めたいという考え方であると理解しています。

しかし、そもそも貴市試案は、既に申入書において述べたとおり、まったく具体性のない抽象論にとどまるものであって、既に完成している現計画との比較の対象になるレベルのものではないため、到底、新町西地区のあるべきまちづくりの「試案」とは言えないものです。また、これを現計画と同じレベルにまで具体化して完成させるには、少なくとも今後数年間かかるることは容易に予想されます。

したがって、当組合が新町西地区のあるべきまちづくりについて貴市試案についての話し合いに応じる場合は、貴市から当組合に対し、「貴市試案は現計画よりも内容、費用、所要時間、実現可能性等の点でより優れた提案であるから、現計画を取りやめて貴市試案に移行することが合理的である」旨を明確な資料を添えて説明していただくのが当然の筋道であると考えています。そして、そのためには、何よりも、抽象論にとどまる貴市試案を、より具体化した形で示していただく必要があります。以上のように、当組合としては、貴市試案を具体化していくための協議 자체を拒否するつもりは全くありません。

2 他方、当組合としては、申入書に記載した通り、すでに十分に完成している現計画を直ちに進めることができ新町西地区のあるべきまちづくりにおける最善の選択だと考えています。したがって、貴市試案を具体化した案が明確に示されない限り、現在の貴市試案を了解することができるのは当然です。しかし、今後どれだけの時間をかけてどのように具体化していくのかは全く分からぬにせよ、今後具体化していくかもしれない貴市試案が本当に現計画よりも内容、費用、所要時間、実現可能性等の点でより優れた計画なのかどうかについて、それを政策論として議論していくことは有益であると考えているため、これを「公開の場で堂々と論争していく」ことは大切だと考えています。

しかしながら、この論争の場で、貴市試案を具体化するために長時間を要することが明らかになれば、その時点で、現計画のほうが時間的にも内容的にもより優れたものであることは明らかであるため、貴市においては、直ちに「白紙撤回の撤回」を決め、速やかに現計画を推進するため権利変換計画の認可等の手続を行うべきことは当然です。

3 以上の当組合の姿勢から明らかなどおり、貴市回答書が、当組合の立場を、現計画の「立場に固執されるのであれば」としているのは問題の矮小化と言わざるを得ません。当組合は、「現計画の立場に固執する」ものではなく、「現計画と貴市試案（正確に言えば貴市試案を現計画と同程度に具体化したもの）のいずれがよりすぐれたまちづくり案であるかを議論する必要があることは認める」と述べ、新町西地区のまちづくりに关心を持つ多くの市民のためにも公開での討論を求めているものです。したがって、貴市が、当組合の姿勢を矮小化した上、それをもって協議拒否の根拠とするのは不当な責任転嫁と言わざるを得ません。

4 なお、貴市は、平成28年11月15日付の中心市街地活性化有識者会議による「中心市街地の活性化に関する提言書」では、「今後の検討に際しては、すぐさまは難しいかもしれないが、新町西地区的権利者とは十分に相談しながら進め（…）県都のまちづくりに取り組んで行ってほしい」と記載されるにとどまっていたものを、同月18日付で中心市街地活性化推進本部が作成した「中心市街地の活性化について」では、この有識者会議の提言を曲解し、「新町西地区市街地再開発組合とは、現在、裁判中であることから、直ちに同地区の権利者と本格的な協議を開始することは難しい状況である」

と何の根拠もなく断定しています。これを見ても、貴市の側に当組合との協議に臨む姿勢が見られないことは明らかです。

さらに、平成28年1月25日付の徳島新聞の記事によれば、貴市の山口都市整備部長は、貴市市議会に設置されたまちづくり対策特別委員会において「再開発組合が現計画の白紙撤回を受け入れてくれるなら（組合との）協議に取り組みたい」等と述べたということですが、このような発言からすると、貴市こそ「『白紙撤回』に『固執』している」と評価せざるを得ません。

貴市が、何故「まず白紙撤回ありきでなければ協議を始めることすらしない」のか、「協議すれば貴市試案のほうが現計画よりもベターであることが理解してもらえるから白紙撤回という結論にも納得してもらえると思う」という立場に立って協議をしようとしないのか、貴市の態度は、当組合はもちろんのこと、徳島市民の理解も得られないことは明らかです。

5 貴市がこのような態度に終始せざるを得ないのは、つまり「貴市試案は未だ全くの抽象論で、新町西地区のあるべきまちづくりについて現計画と比較検討するレベルに至っていない」「貴市試案を具体化してまちづくりを進めるには今後さらに何年もかかり、その間、新町西地区のまちづくりも新ホールの整備も放置される」ことを自ら認識し、「公開の場で議論すれば、そのことが広く一般市民に露呈し、『白紙撤回』という政策が誤りであったことを認めざるを得なくなる」ことを恐れているのではないかと疑わざるを得ません。遠藤市長が、当組合との協議で「代替案はある」と述べながら全く提示しなかったこと、急造の有識者会議と推進本部においてマスコミや市議会からも批判を浴びるような「試案」しか作成できなかったこと、その内容にはすでに申入書で指摘した問題点が多々あること等からすれば、その疑いはより一層濃厚です。

この上、さらに貴市が「『白紙撤回の撤回』は絶対あり得ない」「組合が現計画に『固執』するのであれば議論にならないから、協議しない」という態度をとり続けるのであれば、確かに貴市回答書にあるとおり「建設的な協議になることは難しい」と言わざるを得ないと考えますが、その責任は全て貴市と遠藤市長の対応にあることを本書にて明確にしておきます。

6 以上が貴市回答書に対する当組合の回答であるため、これを前提として、当組合の1月22日付申入書記載のとおり当組合との話し合いを申し出られたく、重ねて申し入れます。

なお、当組合の申入書が平成28年1月24日に貴市に到達したのに対し、貴市回答書が1月19日付と回答まで1ヶ月近くを要し、しかもその内容が当方の考え方に対する説明を求めるものに過ぎなかつたことについては、いたずらに貴重な時間を浪費したもので、遺憾と言わざるを得ません。本書に対しては、年末年始を挟みますが、遅くとも1月13日（金）までに書面にてご回答ください。

以上

差出人 〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満3丁目4番6号西天満コートビル3階坂和総合法律事務所

弁護士 坂和 章平

受取人 〒770-8571  
徳島県徳島市幸町2丁目5

徳島市役所 御中

徳島市長 遠藤彰良殿

この郵便物は平成28年1月22日  
第10275488425号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2016122210293000100000号

3 / 3 頁

郵便認証司

28.12.22

郵便認証司  
28.12.22  
8-12

=簡易書留=

〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満3丁目4番6号  
西天満コートビル3階  
坂和総合法律事務所

弁護士 坂和 章平様



326-60-94434-1

〒137-8799  
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

有印

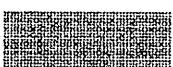
有印

有印

有印

有印

有印



受付通番：2016122210293000100000 号